

# 進路のしおり

～ 日々の生活、地域、選択～



この冊子は、県内の肢体不自由特別支援関係校が集まって、毎年編集発行されているものです。小学部に入学し高等部を卒業するまでの12冊の冊子をご覧になって、日々の、あるいは将来の豊かな生活を送っていただくよう願っております。

今回は、県内の地域支援の様子や各地域の施設・企業の紹介を中心に構成しました。また、大学卒業後の「社会人3年目の決意」も紹介しています。社会福祉法人 昴 理事長様の寄稿もご一読ください。

## <目次>

地域支援	P. 1 ~ 3
施設紹介	P. 4 ~ 10
進路実現	P.11 ~ 12
制度紹介	P.13 ~ 15
用語解説	P.16

- 埼玉県高等学校進路指導研究会 / 特別支援教育部会・肢体不自由特別支援学校小委員会
- 埼玉県肢体不自由特別支援学校進路指導研究会 ● 埼玉県特別支援学校校長会

## 卒業後の生活 (卒業生アンケート事前調査から)

進路の相談でよく話題に出てくるのは「卒業した皆さんはどのような生活をしているのだろうか?」という話です。そこで卒業生の親御さんにアンケート調査を試行してみました。その結果大変参考になるご意見を伺えました。今後はこの調査を継続し、紹介できればと思います。今回は障害の重い方を対象に調査しました。

アンケートは、全国の行政や大学で調査された内容を参考に、Ⅰ 卒業生の状況について Ⅱ 福祉制度の利用状況 Ⅲ 家族・介護者の状況 Ⅳ 医療的な場面について Ⅴ その他 の5つの項目に分けて調べました。また、調査の仕方は卒業生あるいは卒業生が利用している事業所の協力を得てアンケートへの記載方式にしました。紙面の都合で全てをお伝えできませんが、あらためて別の機会にご紹介したいと思います。ご協力いただいた皆様には深く感謝いたします。(回収40件)

### Ⅰ 生活の状況について

○卒業生の年齢 : 20~30代 <父(平均57歳)母(平均54歳)>

○生活介護の状態: すべてに介護を要する。

○主な日中活動の場: 通所施設 \*他に病院、グループホーム

○それ以外の活動の場: 自宅、ショートステイ、サークル

○成長したところ

- ・コミュニケーションの力が長年の積み重ねで得られたところ。
- ・「生活リズムが安定した。トイレ介助がスムーズになった。食事が適切に摂れるようになった。」というようなADLや体力の向上、校外活動など経験域の拡大による社会性の向上。

○卒業後の介護の度合い

「変化なし」あるいは、「増えた」と応えた方が大半。

- ・増えた理由: 体力や機能低下、側弯や拘縮の進行によるもの、施設までの送迎など

○戸惑っている点

親や家庭の介護力の低下、当人の加齢による機能低下(側弯、拘縮、心理的不安定など)



### Ⅱ 福祉制度の利用状況

○手帳の所持

すべての方が身体障害者手帳1~2級、療育手帳(A)~(A)を所持し、9割の方が両方を所持していました。また支援区分は5~6でした。

○受けている手当・年金

障害基礎年金<sup>\*1</sup>を大半が受給、次いで特別(在宅重度)障害者手当<sup>\*2</sup>、(重度)心身障害者福祉手当<sup>\*3</sup>を受けていました。(10代の卒業生は障害児福祉手当や特別児童扶養手当を受給) 地域によっては「在宅介護者手当」という介護者に向けての支給制度を利用していました。

○受けている医療制度

多くが(重度)心身障害者医療費<sup>\*4</sup>、自立支援医療給付<sup>\*5</sup>を受けていました。

自己負担額については、大体月1~3万円程度。基本的には後で返ってくる場合がほとんどですが、特別な治療や遠方に通院するための高速代等は出ませんのでその分が負担となっているようです。自費あるいは医療保険に基づく訪問看護やリハビリで負担する例もありました。

○受けている障害福祉サービス

半数近くが短期入所、移動支援、生活サポート<sup>\*6</sup>、居宅介護サービス<sup>\*7</sup>を利用し、他にもレスパイト<sup>\*8</sup>、日中一時支援<sup>\*9</sup>、訪問入浴、日常生活用具給付等多岐に渡っていました。

自己負担額は、医療費同様後に返ってくる場合もありますが、福祉サービスの規定枠を超えた分や、移動にかかる費用等で1~2万円程度かかっているようです。3万円以上かかっている例も数件あり、「実家が遠く、預ける時間が長くなる。」という回答もありました。

### Ⅲ 家族・介護者の状況

○介護の中心

ほとんどが母親で、次に父親という回答がほとんどで、兄弟や他の家族は4~5例と少ないです。「兄弟にまで介護を強いることはできない。」という表れでしょうか?

親の加齢による健康上の不安が心配ごとの半数を占め、「親がいつまでも元気でいなくては…」と気持ちを奮い立たせている回答もありました。

○家族以外の相談相手

施設や支援スタッフ、施設や学校で知り合った仲間、医師や看護師、サークルの仲間等でしたが、相談相手がいないと答えた方も若干名いました。相談の内容は、今後のことや生活のことなどがあげられ、中には「癒やしの場」と答えられた方もいました。

IV 医療的な場面について

○医療的支援についての苦労

20歳を超えると成人扱いとなりその点で苦労されているようです。「●転院するにしても地元、地域で受け入れてくれる病院が少ない。

●小児科ひとつで済んでいたのが複数の科を回ることになり予約が大変。●病院での理学療法が受けられない。●変形が進みもっと訓練を受けたいのだが受けられない。…」等

また「●今は大病を患ってはいないが、今後そうになったら受け入れる病院があるのか?●母親が医療的ケアをしているが、母親がダウンしたらどうなるのか?」というような不安も記されていました。

V その他

○これからのライフプラン

「親が元気なうちは自宅から通所施設に通わせ、ショートスティなどを利用して親離れの体験を積ませ、その後入所施設やグループホームの利用」という意見が多いです。特徴的な点は

卒業されると「〇〇年の間に…」という具体的な時間が記されており、より現実的なところでした。

○在校生や保護者に伝えたいこと

◆在学中からいろいろな情報を集め、卒業生がどのような施設に通い、どのような生活を送っているのかを知ることが大切なことだと思います。

◆子どもの理解者が沢山できるよう、今から沢山の人のふれ合って生活してください。

◆進んでお子さまのためにショートスティは欠かせないと思います。

◆小学部の頃から自分の合う場所を高い目標を持って調べ、少しずつ方向性を決めていくと高等部に入ってからあせらず済むと思う。

◆いつも笑顔をわすれないで!

◆外の世界もなかなか良いものです。法律もどんどん変わり、サービスも利用しやすくなっています。

◆親が思うより子どもはたくましく、現在をしっかり日々生活してくれています。この強さ(力)は学校生活で学んだことが発揮できているのだと思います。地区会やPTAの役員など面倒だなと敬遠しがちですが気軽に参加いろいろな方との出会いの場にしてください。



(文責 作美)

**介護老人保健施設での障害児者短期入所**

さいたま市は、障害児者の医療型短期入所<sup>\*1</sup>の不足解消のため介護老人保健施設での受け入れを提唱しています。施設側では対象者が障害児者ということで未知な部分が多くあり難色を示していましたが、徐々に慣れて受け入れ体制が整いつつあります。

**介護老人保健施設 葵の園・大宮**

住 所：さいたま市西区清河寺685-1 TEL 048-621-1155  
JR川越線 西大宮駅 徒歩10分  
東武バス 清河寺 徒歩1分(大宮駅西口8番乗り場)

- ・医療型短期入所：空床型
- ・入 所：150名
- ・通所リハビリテーション：70名
- ・短期入所療養介護：空床型
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅介護支援事業



医療型短期入所の指定をいただいた経緯

葵の園・大宮では、さいたま市障害福祉課からさいたま市の障害者医療型短期入所の受入施設が少なく、非常に困っているとお話をいただき、平成26年1月より障害者総合支援法に基づく医療型短期入所施設として、指定をいただき受け入れを開始しました。受入当初は、元々老人介護施設の為、当施設職員、ご家族様双方に戸惑い、不安があり中々ご利用に繋がりませんでしたが、徐々に当施設職員も対応に慣れ、ご利用者様、ご家族様にも安心してご利用いただける体制ができて参りました。それに

実際のご利用状況

高齢者の皆様と同じ場に障害者短期入所の場を組み込む形でお部屋を提供させて頂いているため、高齢者の方々とのふれあいの場が多く持てます。お食事や食後のレクリエーション、自由に遊んでいる時間もおじいちゃん、おばあちゃんに囲まれながら、声をかけていただきながら、穏やかに過ごしています。高齢者の方々にとりましても、年の離れた年齢の方お孫さんのようなお子様たちがご利用する事で、一昔前の二世



に伴い、ご利用のお申し込みも多数いただき、実際のご利用も非常に増えております。



居室

三世同居のような大家族で過ごす感覚がよみがえり、目を細めながらお子様達と接し、笑顔の多いフロアになっている事を実感します。ご利用日の朝お迎えに行き、葵の園・大宮に到着した時には、外観をみて飛び跳ねる勢いで喜びお子様もいらっしゃいます。お部屋に入る時はおじいちゃん、おばあちゃんが「待っていたよ」とおっしゃってくださり、お帰りの時には「また来るんだよ」と手を振ってくださる光景は毎回ほほえましい限りです。

介護老人保健施設とは

介護老人保健施設とは、元々病院を退院してから在宅に戻る間の中間施設です。よって、医療施設に準じて、医師、リハビリ職員、看護師等医療従事者が手厚く配置されております。又、長期介護施設として、入浴、食事、レクリエーションが充実しております。この、両方の良い機能を活かし、医療型短期入所の対応をさせていただいております。

医療型短期入所の取り組みについて

- ・短期入所のご希望があった際、ご本人、ご家族の実情を把握し支援の目的を確認致します。
- ・どのようなサービスの提供が必要か、具体的なご意向は何か、ご希望のサービス提供が実施可能か話し合いを行います。
- ・「葵の園・大宮」の運営状況や支援体制について詳しくご説明させていただきます。
- ・効果的な支援につなげる事ができるか、ご理解いただいた上でご利用に向けて進めて参ります。

障害児者の短期入所を受け入れている他の介護老人保健施設（さいたま市）

埼玉県には、重障心身障害児者を対象とする医療型短期入所施設が大変少なく、常に満床の状態です。そこでさいたま市は介護老人保健施設での受け入れを広く求め現在3カ所で取り組んでいます。他の市内事業所については次の2カ所があります。

- ・社会福祉法人むつみ会 春陽苑  
住所：さいたま市西区飯田新田91-1
- ・社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団 グリーンヒルうらわ きんもくせい  
住所：さいたま市緑区馬場1-7-1

なお利用に関する相談は、各地区の障害福祉課へお願いします。

（編集担当）

## 県内施設・企業の紹介

最近では高齢者事業所に障害者の福祉サービスを含めた事業所ができてきました。そこで、戸田市、和光市でできた高齢者福祉に加えた障害者福祉サービス事業所を紹介します。

また、もっと多くの施設の紹介をという声を受け、他に東、南、北部地域の施設・企業を紹介します。

### さまざまな機能を備えた総合福祉会館 和光市総合福祉会館 ゆめあい和光

〒351-0104 和光市南1-23-1  
TEL 048-452-7600

平成17年4月に和光市に総合福祉会館が開館しました。この施設は、東京外環自動車道のふた掛け上部を利用した高齢者福祉施設\*11及び障害者福祉施設を軸に地域開放を考慮した複合施設となっています。建物中心部にメインエントランスホールを設け、南北のブロックに各施設を配置しているのが特徴です。施設面では、地域・地球温暖化対策として、天然ガスコージェネレーション、太陽光発電、ソーラー街路灯及び屋上緑化等のエコ設備の導入を図り、環境に配慮した建物となっています。



この施設は高齢者施設と、障害者(身体・知的・精神)施設、コミュニティー施設から構成されます。各施設利用者のコミュニケーションや機能的な問題、要求されるボリュームを詳細に検討した結果、建物中心部にメインエントランスホールを設け、南北のブロックに各施設を配置しました。施設利用者の障害の内容などを検討した結果、1階には生活介護施設「ゆめちか」、就労継続支援A・B型施設「すまいる工房」、総合事務室、喫茶コーナー、2階には高齢者福祉センター、地域活動支援センター「ワンステップ」、地域生活支援センター、障害者就労支援センター、南地域包括支援センター、3階にはボランティアセンター、地域住民が利用できる部屋、軽音楽・バンド演奏が可能な防音室、また、地域の子どもたちが自由に遊べるプレイルーム等を設けています。プレイルームには、映画鑑賞等が可能な電動スクリーン(120インチ)を設置し、子どもたちの行事、催しに対応しています。以下に、施設内の障害者福祉施設を紹介します。



入浴室

### 生活介護施設「ゆめちか」

生活介護定員15名  
日中一時支援事業定員3名

- ・障害者が地域の中で、より充実した在宅生活が送れるように活動する場です。
  - ・利用の目的に応じ、日常生活や社会生活に必要な訓練、創作活動、相談支援、入浴等をサポートします。
- ※この他に、給食や送迎(和光市在住の自身で通所が困難な方)の利用もできます。

活動は、機能訓練、生活訓練、創作的活動やサークル活動、就労や日常生活のサポート、入浴、送迎、給食等となっています。

就労継続支援A・B型施設

「すまいる工房」

A型施設定員10名  
B型施設定員45名

- ・事業所における生産活動の機会の提供に関する支援や就労の機会の提供に関する支援。
- ・施設外支援に関することや食事の提供（食事の提供は希望者）

活動は、パン工房（含 クッキー）、喫茶コーナー、公園清掃、請負作業（線香・ローソクの箱折り、箱詰め）、自主生産（鉛筆立て、手作りキャンドル、はしおき、その他色々）、農作業（市内の畑で採った野菜やブルーベリー等）となっています。



会館ロビー内喫茶コーナー



ゆのあ企画

地域活動支援センター

「ワンステップ」

利用見込み人数19名程度

何らかの精神的ハンデキャップを持つ方々（精神障害等）が、生活訓練及び作業活動を通して、一人ひとりが将来の社会復帰を目指し活動しています。

活動は、自主製品作り、地元企業の請負業務、リサイクルショップ夢倉庫、畑作業（野菜作り）、収穫野菜の販売、中古本のインターネット販売「ゆのあ企画」等となっています。

高齢者事業所による障害者施設の設立

社会福祉法人 戸田市社会福祉事業団

指定障害福祉サービス事業所

にじの杜

〒335-0022 戸田市大字上戸田5番地の7

TEL 048-432-2275

指定障害福祉サービス事業所「にじの杜」は、戸田市が平成20年に策定した「福祉関連施設再整備基本構想」に基づき、障がいを持った方々の「いつまでも住み慣れた地域で家族や友人に囲まれて暮らしたい」という願いを叶えるため、社会福祉法人戸田市社会福祉事業団と戸田市が二人三脚で施設整備を行いました。平成23年度には、戸田市内の手帳所持者380名を対象にアンケート調査を実施し、事業種別・定員設定に当事者の意見を深く取り入れました。



にじの杜



Propo

にじの杜は、平成26年4月1日、生活介護（定員45名）と短期入所（定員12名）として事業を開始しました。また、特別支援学校在学生が進路先としての希望が高まることを受け、平成28年4月からは就労継続支援B型事業を同一施設において開始する予定です。

運営方針は

- ・地域と交流を深め、親しまれる施設を目指す。
- ・安心、安全、快適な生活を支援する。
- ・利用者の声、地域の声を真摯に受けとめ満足度を追求する。
- ・「気くばり、目くばり、心くばり」に心がける。
- ・常に向上心を持ち物事に取り組む。

となっています。



また、にじの社の立地はJR埼京線戸田駅から徒歩7分と市の中心地域に位置し、かつ戸田市運営の福祉保健センターと当法人が経営する特別養護老人ホームが隣接する敷地内にあり、保健・医療・介護が複合的かつ有機的に提供できる施設となっています。

短期入所の利用対象者は障がい者のみならず、障がい児も対象としており、最年少利用者は4歳児です。県南地域での短期入所施設の整備はまだまだ少なく、開所2年目にして稼働率は既に80%を超え毎日平均して10名の方々にご利用いただいております。今後も地域の障がい者を抱えるご家族のレスパイトに、365日24時間体制で貢献して参りたいと考えております。

生活介護では入浴サービスを提供することで、自身の自立支援と家庭の介護負担の軽減につながると考えております。また、通いなれた施設内で顔見知りの職員が短期入所の支援も併せて提供できることで、宿泊訓練も円滑に体験できる施設形態となっています。

「たし算」の思考で...

(株)だんだんStation

障がい者就労継続支援B型事業所 アポロ1号

〒343-0022 越谷市東大沢5-6-3

リバーサイド越谷1-E

TEL 048-973-7591

退院したらデイケアに通うことになるんだよね？  
でも行きたくない。働きたいんだけど、働く所がない。

病院勤務時代にある患者さんからこのようなことを言われました。その言葉に象徴されているのは、入院時は病院に守られて生きていけるが、地域に戻ると受け皿がなく「再発」や「問題がある人」とレッテルを貼られ、窮屈に生活をしていかないといけない患者さんの現状でした。その言葉に背中



Photo Station

を押され、就労継続支援事業所「だんだんStation」を立ち上げました。だんだんStationの意味は、「だんだん」つまり一段一段階段を上ってゆくように、また宇宙に向かって打ち上げるロケットのようにワクワクした夢を提供したいという想いから名付けました。



(崎岡施設長さんから)

施設・企業紹介

① 環境への配慮

窮屈に生活をしていけない場面（移動や物の運搬等）は、身体の方が1番多いのではないかと考えるようになりました。例）障害 + てすり = 移動可、のように、何かを「たし算」していくことにより、仕事のしやすさや生活の豊かさにつながるはずです。このような想いで環境面を整え、事業所をオープンさせました。



② トワイライトタイム（～19：00）

「卒業すると、放課後等デイサービスのような夕方まで利用できるものがない…」、必要性が高いのに、なぜだろうと疑問をもちました。株式会社である以上、（制度上）他のサービスを加える等、膨らませていくことはできません。しかし、レスパイト的な想いもあり、ボランティアで行うつもりです（帰りの送迎は無）。現在、トワイライトタイムを活用している利用者はありません。

③ B型事業所でも送迎があります。（越谷市内は無料。＊座席乗車が条件）

事前に連絡があれば遅刻、早退、半日勤務に応じた送迎も行います。玄関先まで行っていますが、送迎することで仕事ができるのであればという「たし算」の発想で取り組んでいます。



④ 各種専門職スタッフを配置

看護師、精神保健福祉士\*12、社会福祉士\*12、介護福祉士\*12、介護職員初任者研修修了者など各種専門職スタッフが勤務しているので、安心して利用できます。

今後、他市に就労継続支援A型など、事業拡大していきたいという夢があります。「これしかないんだよ」ではなく、利用者さんが仕事を選択していけるような社会になって欲しいとの願いからだそうです。（文責 糸井）

障害のあるなしに関わらず一人でも多くの人が働く喜びを実感できる企業であり続けること

MCS ハートフル株式会社 ミカソフアンホールディングスグループ  
メディカル・ケア・サービス株式会社の特例子会社

さいたま事務所

〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町2-189-14

TEL 048-669-8000 URL <http://www.mcsg.co.jp/mcshf/>



MCSハートフルは2010年9月にメディカル・ケア・サービスの特例子会社として設立され、同年10月に特例子会社認定を受けました。社長以下14名の社員で上尾市に設置された上尾事務所を拠点に業務を開始し、2012年2月に埼玉県から「障害者雇用優良事業所」の認定を受けました。2013年1月には岐阜県に岐阜事務所、2014年2月には神奈川県に川崎事務所を開設し、業務拡大を行いました。更に営業品目の拡大に伴い社員数も増え、2014年11月に上尾市からさいたま市北区へ事務所を移転し、2015年2月には岐阜事務所も移転しました。2015年9月現在、社員数は総勢98名へと成長しました。



さいたま事務所



岐阜事務所



川崎事務所



認定証



社員は大きく4つのグループに分かれそれぞれの業務を行っています。



メディカル・ケア・サービスが運営している認知症対応型共同生活介護施設「愛の家グループホーム」や、特定有料老人ホーム「アンサンブル」、「ファミニュー」へ毎日巡回訪問する施設清掃、賃貸物件（アパート・マンション）の共用部清掃を行っている『清掃グループ』。

全国に約270ヶ所ある愛の家グループホームや、アンサンブル、ファミニューで使用されるパソコンのセットアップ作業、パソコンの各種使用方法の不明点に  
 応えるヘルプデスク業務、入居者様募集のFAX営業の代行を行っている『PCグループ』。



自社ならびに親会社、全国の施設、グループ企業で使用されている名刺の印刷、勤怠管理用のICカードの作成、自社のwebサイトの製作・管理、パンフレットやチラシなど印刷物全般のデザインから製作・

納品を行っている『印刷グループ』。

MCSハートフル社員の勤怠管理や備品調達、助成金の申請などの事務作業、清掃グループが行う巡回清掃の業務集計、請求書の作成等を行うほか、巡回スケジュールの作成、格付け検定試験の検定結果の入力作業などを行っている『総務グループ』があります。



総務グループの中には、精神障



害者をメインとし職場定着の為のフォローアップや、社員全体のメンタルサポートを行う『定着支援チーム』が設置されており、ジョブコーチ、精神保健福祉士の有資格者が勤務、また、精神科医を産業医として迎えており社員のメンタルヘルスを支える体制も整備しています。

雇用している障害者67名の障害種別は、身体、精神、知的と3障害となっており、各自の適応能力に応じて各グループへ配属されます。

さいたま、岐阜、川崎と事務所は遠く離れていますが、毎朝全体で朝礼を行っています。インターネット回線を使ったテレビ会議システムで3事務所を中継することで、離れていても全員がMCSハートフルの一員なんだと実感することができます。

特別支援学校から実習の受入も行っています。肢体不自由の実習生は「総務」「PC」「印刷」の各グループでパソコンを



を使って実務作業を経験してもらい、就職活動に役立ててもらっています。

◆ 身体障害者 K・H さん

PCグループに所属しているK・Hさんは、グループの業務を行いながら親身になって後輩の指導に当たっています。3事務所に分かれているMCS  
 ハートフルの朝礼を全社員一緒に行う為に、テレビ会議システム「KIZUNA」を毎日朝礼の前にセットアップして、社員の「絆」を繋ぐ役割を担っています。



◆ 精神障害者 T・H さん

印刷グループに所属しているT・Hさん、自社のwebサイトのリニューアルを機に、「ICT治具」注の操作習得とwebサイト関連の業務全般を担当しています。弊社では「ICT治具」を広く知ってもらい、また、障害者の就労に結びつけるべく、社員や実習生をはじめ障害者の就労支援に携わる様々な方たちに、「ICT治具」を使用しての自己紹介作成の体験をしていただいています。その際の操作方法のレクチャーや質疑応答などもT・Hさんが行っています。



注) 「ICT治具」とは・・・神奈川県川崎市にある「ダンウェイ株式会社」がインテル株式会社と協働開発したクラウド型ソフトウェア。パソコンに慣れていない高齢者や障害者・障害児でも手軽にホームページが作成できるソフトウェアです。

◆ 身体障害者 K・T さん

印刷グループに所属しているK・Tさんは、名刺作成業務の中心となっていながら、グループの副リーダーとして印刷グループ全体の業務をフォローしています。穏やかな外見ですが、通勤は特殊な装置を装備したマイカーを運転、また、ウィルチェアラグビー\*13のクラブチームに所属しており、2012年には日本代表としてロンドンパラリンピックの参加実績を持つ行動派です。



◆ 知的障害者 N・N さん

清掃グループに所属しているN・Nさん、巡回チームの一員として、毎日「愛の家グループホーム」や「アンサンブル」の施設清掃を、まじめに黙々と行っています。一見おとなしそうですが、埼玉県障害者スポーツ協会のフットベースボールチームに所属しており、第15回全国障害者スポーツ\*14大会フットベースボール競技関東ブロック地区予選会（平成27年4月）で準優勝を勝ち取るほどのスポーツマンです。



## 就学前の支援から高等部卒業後の生活支援まで 障害者福祉サービスセンター ほほ笑み

〒360-0216 熊谷市西野4-4 TEL 048-598-3953  
児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護

### 『笑う』ということの大切さ

『障害福祉サービスセンターほほ笑み』が平成27年4月に熊谷市（旧妻沼町）に開所した時の施設紹介リーフレットの中に、「『障害福祉サービスセンターほほ笑み』は『笑』にこだわっています。」「マイナス思考になってしまうと、苦痛が増強してしまいます。笑うことで、ストレスが少しでも解消され、前に向くことができると思います。」と、笑うことの大切さを掲げています。

『ほほ笑み』の運営方針は以下の通りです。

- 利用者が笑い、互いに励ましあい、社会生活を送れるようにサポートします。
- 個人のニーズに合わせたプログラムを作成し、支援をしていきます。
- 基本的な生活習慣に結びつく体験を取り入れて、社会的自立を支援します。
- 看護師が常駐して、利用者の健康管理体制の充実を図ります。

「看護師が常駐して」は気にかかる一文ですが、午前、午後ともに2名の看護師がおり、午前は児童発達支援を、午後は生活介護を担当され、それぞれ看護の知識と技術を生かした支援をしています。現在は定員に至っていませんが、利用者の増加と必要に応じて看護師の増員も考えているようです。運営母体の介護事業部は昭和40年に

戸田市で設立され、現在は戸田市や羽生市、熊谷市を拠点としています。障害児者や高齢者に対しての居宅介護、重度訪問介護、同行援護、相談支援等のサービスを提供し、「障害児者が笑い、互いに励ましあい、社会生活を送れるようにサポートします。」をミッションとして障害のある方への様々な支援に取り組んでいます。

本事業所が提供しているサービス内容は、①児童発達支援<sup>\*15</sup>、②放課後等デイサービス、③生活介護です。放課後等デイサービスの送迎車には必要に応じて看護師が添乗しており、医療的ケアの必要な子どもたちも保護者も安心して利用しています。

ご自身が看護師でもある工藤所長は、「障害の重い、とりわけ医療的ケアを必要とする子どもたちの生活の場所を作りたい」との思いを実現させ、運営方針にもクレド（信条）やミッションとして組み込まれたようです。

生活介護は4月に開所した事業ですが、一人ひとりにあった個別活動や創作活動が計画されています。学校が依頼をする現場実習には、医療的ケアを必要とする方への支援から、法人グループ内の人材を生かして、PCを使った活動への支援等まで幅広く対応をいただいています。

（文責 櫻井）



交差点角地。隣地に内科、小児科医院が



フロアを広く使い、医療的ケアへの対応も

## 社会人3年目の決意

高等部を卒業し大学へ進学をしている卒業生の中には、大学卒業後の将来設計があいまいな人もいます。そこで大学卒業後就職された筒井さんに、社会人3年目の心境を語っていただきました。



こんにちは、私は、進路のしおり20号で「楽しいキャンパスライフ」を掲載していただいた筒井綾香です。大学を卒業してから3年がたちますが、運よく就職したものの自分が思い描いていた世界と現実には大きな隔りがあり、仕事の厳しさと毎日戦いながら、それでも休日を楽しみに暮らしています。そんな私の今を紹介したいと思います。

私は生まれつき、脊髄性筋萎縮症(ウェルドニヒ・ホフマン症)で、小さいころから車椅子の生活でした。小・中学校は親の送迎で地元の学校へ通い、高校からはスクールバスで宮代特別支援学校へ通い、卒業後は浦和大学へ進学しました。楽しかった大学生活も4年間で無事卒業し、2013年4月からは公務員として地元の区役所で働いています。

### 1、就職に至るまで…

大学3年生になり「就職はどうしたらいいんだろう？」と少しずつ考えるようになりました。福祉を学んでいたのが、福祉に関する仕事に就きたいという思いがありました。障害者枠で福祉関係となるとだいぶ絞られてきますが、公務員なら障害者枠もきちんとあるし、行政側として福祉の仕事に関われるので

はないかと思い、公務員を受けてみようと思いました。初めは市役所の福祉職の試験、次に社会福祉協議会の試験(障害者枠)を受けましたがダメでした。そして最後にさいたま市の障害者枠の採用試験に挑戦し合格することが出来ました。試験の時に感じたことですが、以前「障害者枠といっても軽度の人だけが採用される」という話を聞いたことがありましたが、実際に試験会場へ行ってみると、車椅子での受験者は社会福祉協議会では5人中、さいたま市では20人位の中で私1人だけでした。明らかに私だけが重度です。そこで半分『あ…ダメだろうな…』と諦めの気持ちでしたが、無事受かって本当にうれしかったです。しかし、車椅子で受ける人がこんなに少ないということに驚き、また重度の障害者が就労となると厳しいんだなという現実を知りました。

### 2、仕事

勤務先は、地元の区役所の区民課で働いています。自宅から歩いて20分位の距離なので、雨の時は親に送ってもらいますが、それ以外の日には電動車椅子で通勤しています。

区民課では、主に住民票や戸籍等の証明書の交付や引っ越しの手続きに関するを行っています。その中で私の仕事は、出された証明書を交付してよいかのチェック(証明書に間違いがないか、請求者は誰かなどの確認。)や、引っ越しの書類に不備がないかの確認。その他パソコンへの入力や外国人に関する事務を行っています。

仕事をするのはこれが初めての経験で、指導を受けることも多々あります。先輩からは「学生は教えてもらうという受け身の立場だけど、仕事をするということは自分からだからね」ということでした。でも、忙しい職場の中で、遠慮してしまうことが多く、積極的に行えないことが度々でした。また、紙をた

くさん使う仕事や色々なものを取って来る仕事など作業的な仕事が多く、電話対応でも受話器をずっと耳に当てているのが難しいため、私には困難な仕事がたくさんあるのが現実です。「出来ることを自分で見つけて」とよく言われますが、なかなか見つけることが出来ません。働いていて一番大変だなと感じるのは、そうやって実際には出来ないことも、人に教えなければならないことです。3年目ともなると新人に教える立場になり、教えることの難しさを痛感しています。また、仕事をする中で、自分の『出来る』と他の人が考える『出来る』には差があることも知りました。例えば、私はパソコンが出来ると言っても、それはだれかにパソコンを開いてもらい、机の手前に置いてもらって初めて出来る状態になります。しかし、「それは出来るって言わないんじゃない」と言われたことがあり、そうすると「私が出来ることって何なんだろう?」と考えてしまいます。

仕事は本当に大変なことばかりですが、職場には年の近い人も結構いて、去年まで同じ課にいた先輩は話しやすく、相談も出来るのでよかったです。また、役所内の同期やさいたま市の各区の同期とは、たまに飲みに行ったりもしています。

### 3、休日

休みの日には、好きな俳優の舞台やイベント、ライブに行くことが多いです。高3の頃からもう8年近く通っています(笑)。就職してからは自分のお金で行けるようになり、好きに出掛けています。そして、同じファン同士で舞台やイベントに関係なく集まって、ご飯を食べたり、ディズニーランドに遊びに行ったり、誕生日の時にホテルの美味しいケーキを食べに行ったりしています。一昨年の大晦日には年越しライブに横浜まで行き、そのまま居酒屋で新年会をして朝帰りという経験もしました(笑)。バリアフリーではない所が

結構あるのですが、「迷惑かな?」と思いつつも、お店の人に階段など車椅子を持ち上げてもらったりしています。高校のときには1人で出掛けることなど考えたこともなかったのに、どこにそんな行動力があったのかと自分でもびっくりです(笑)。また、私が大学のサークルで音楽をやっていたことを知り、一緒にやろうと誘ってくれた方と活動を始め、自分で作詞した曲を、わりと大きなライブハウスで歌うことも、3年連続で行なっています。

### 4、最後に

私のモットーは「なんとかなる」です。就職試験の時もそういう気持ちで望んだら良い方向へ向かいました。もちろんそれだけで全てが上手く行くとは思いませんが、「失敗したらどうしよう」とかいろいろ考えるより、そういう思いでその時を頑張れば少しは良い方へ行くのではないかなって思います。

また、「仕事は楽しい?」って聞かれたら、「はい!」とはなかなか言えないですけど、大変でも頑張れば週末は楽しみがあり、自分の中で気分転換とか切り替えを作るのも大事だなんて思います。

以上が私の今ですが、私の経験や考え方が少しでも何かの参考になれば嬉しいです。



## 未来の選択

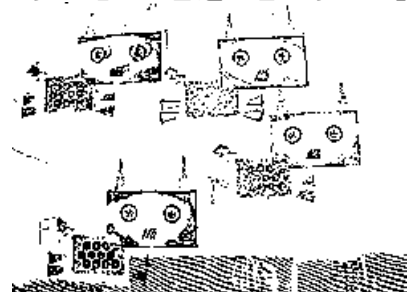
—障害児通所支援の見直し—

東松山市地域自立支援協議会では、事業所単位を越えて「障害者も住みやすいまちづくり」をめざし、地域の様々な課題を検討する8つのプロジェクトを立ち上げ、解決に向け取り組んでいます。その中で障害児通所支援<sup>\*16</sup>をより地域と密着した事業にしてきたということで、社会福祉法人昴理事長の高澤守様に伺いました。

—はじめに— ～四半世紀を振り返り～

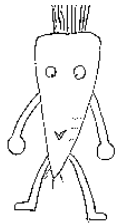
社会福祉法人昴が、設立されたのは今から25年前のことです。当時は、「措置制度」と言って福祉サービスは、今と違い「選ぶ」ものでなく処遇を決められて「与えられる」ものでした。わたしたち昴は、与えられた場所（施設）で与えられた処遇に身を寄せるのではなく、希望をする誰もが障害や介護の程度に関係なく、地域での暮らしを実現できる仕組みやそのことを通じて互いに支え合う町づくりが大切と考え取り組んできました。

「良い施設をつくるだけでなく、良い町をつくること」そして、「希望する誰もが普通に暮らすこと」を利用する方と一緒に考え、地域とそこに暮らす方々とその大切さを共有することを大切にしながら、住まいの場づくりや暮らしを支える福祉サービスと医療・リハビリに取り組んできました。1法人1施設（児童通園）の小さな社会福祉法人として、それまでの施設中心の仕組みに疑問を感じ、何も持たず、誰の持ち物でもなく、地域に飛び出し、障害ある方の暮らしに必要な仕組みやサービスを必要としている方と一緒につくって来た四半世紀でした。



—作ること— ～想像する～

法人のあゆみと事業の広がりを振り返るといくつかの特徴があります。設立当初には生活ホーム、会員制のレスパイト、移動おもちゃ図書館、出前保育など法人独自の取り組みも多く、現在の制度に引き継がれているものもあります。それは遠くの施設に通うのではなく自分たちが必要なものを地域に届けようとの発想から生まれました。また、大人になってもそれぞれの地域が暮らし続ける仕組みとして、デアクティビティセンター<sup>\*17</sup>や生活ホーム<sup>\*18</sup>などを作ってきました。地域医療・リハビリ、巡回子育て相談など地域の中で支えられる母子保健の仕組みなど新たな地域の事業への働きかけや協力も行ってきました。障害のある方が地域で暮らすために不足しているものは何かを想像して、それを埋めるために法人は新たな仕組みやサービスを作ることを私たちの責務と考え取り組んできました。

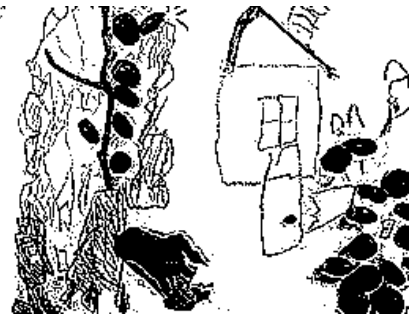


—造ること— ～創造する～

これまで多くの場合は、仕組みや制度など整っていない場合や何もない状態でスタートしました。平成23年4月、医療ケアが必要な方にも対応できるグループホームを開設しました。“ケアホームみらい”です。“みらい”には、川島ひばりが丘特別支援学校を卒業された方をはじめ、7名の重症な障害をお持ちで、且つ、医療ケアを必要とする方々が、

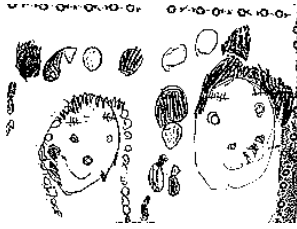
家族のもとを離れ、地域の中で自立して暮らしています。ヘルパーさんと買い物に行ったり、外出を楽しんだり、日中活動事業所で仕事に参加したり、時には近所の小学生の通学の「見守り隊」活動に参加しています。その生活する姿は、まさに「町の中で普通に暮らす」ということであって、たとえ重い障害があっても地域の一員として暮らしに参加することの大切さを私たちに教えてくれます。

しかし、初めから“みらい”が制度に守られ、万全の状態が始まったわけではありません。グループホームが重症心身障害の方を対象とした設計になっていませので、医療ケアの対応、発作等体調の管理、日中の過ごし方など多くの課題を抱え、新しい仕組みや制度を探しながら、まさに道なき道を歩み始めました。たとえ重い障害があっても社会での自立と自分の夢の実現のため一歩を踏み出したいと願うご本人ご家族の熱い思いから踏み出す勇気をもらい、事業者と利用者という立場を越えて、一緒に考えること、協働で取り組むことがいかに大切であるかを教えて頂きました。

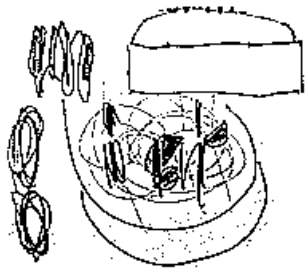


—作ること、壊すこと— ～やめる勇気～

障害ある方の暮らしに「福祉の仕組みや制度」が必要なことは言うまでもありません。昴の四半世紀の中でも、幾度かの法制度の改正があり、福祉制度は「措置から契約」、「指導から支援」へと変わり、障害ある方々自身が選ぶサービス体系へと整っていきました。レスパイトサービスなど昴が独自に始めたいくつかの事業も、居宅介護、移動支援、ショートステイなどのように制度に対応した形で引き継がれています。制度改正にあわせて、親の会が運営していたいくつかの小規模作業所を継承し、更に地域の暮らしの拠点となるグループホーム（9ヶ所）を開設し、ご利用の希望に応えられるよう事業所もスタッフも増やし、安定したサービスをめざしてきました。法人設立当時を思えば、地域の暮らしに必要なサービスや制度が整ったと感慨深く思います。



しかし、昴の仕事が広がり、法人が少し大きくなるほどに危惧すべきいくつかのことがあります。それは、私たちが提供するサービスが、「特別



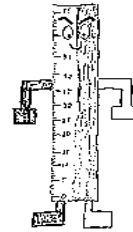
である」ことや「専門性が売り」となってしまうとすれば、それは設立の理念である「暮らしを分けあうこと」「普通に暮らすこと」と乖離してしまい、と

同時にサービスを利用する方々から「一緒に考えること」「一緒に作るこ

と」を奪ってしまう危険があると考えています。

平成16年3月、法人設立の母体であったハローキッズを廃止しました。就学前の子どもたち39名が県内各所から通う通園施設でした。早期療育を希望するお子さんや相談の場として必要とされていた「施設」の廃止でしたから、ご利用いただいていた方々には戸惑いやご不便をあたえてしまったかもしれません。それでも私達は、「子ども達から地域（根っこ）を奪ってはいけないこと」、「子ども達を地域の中で特別な存在にすることはいけないこと」、「障害の苦勞をその子と家族だけに背負わせないこと」などを考え続け、自ら通園施設ハローキッズが存在することに疑問を抱くとともに、ハローキッズをやめても子ども達が困らない支援の仕組み、地域医療とリハビリの機会、巡回相談と連携のためのネットワークを作ることなど、地域の中で子ども達の育ちの場づくりに取り組んできました。

そして、地域の中で障害ある子もいない子も自然と分り合い支えあう「育ちと学びの場」を生み出すことができたと確信しています。地域の中で「ともに育ち、ともに学ぶ」こと、それは本人と家族にと



って一時にでも不便や不安であるかもしれません。同時に一緒に過ごす周りの子ども達にとっても戸惑いや時間を奪ってしまうことだったかもしれません。

しかし、それが「暮らしを分けあう」ということであって、そのことが大人になっても支え合える共生の町づくりの根っことなることを教えられました。

#### —未来への選択— ～その主体は～

今後、障害者総合支援法やその他の関連法の改正や新たな法の施行が行われ、よくできた福祉の仕組みや制度によって地域福祉が進められて行くことが期待されます。また、相談支援の体制が整うことで、更に障害ある方自身による主体的な選択による「地域での暮らし」が組み立てられて行きます。とても良いことだと期待されます。

但し、よくできた福祉の仕組みや制度は、継承されていくうちに主体を失い、私達から考えることを奪う危険もあるということをお忘れにはいけません。また、良くできた安定した仕組みほど、事業者である私たちはそれに捉われ、縛られてしまい、その枠組みの中でサービスを固定化して将来を想像しなくなる可能性があります。それは、想像し、創造すること止めてしまうことになり、障害ある方の暮らしが便利なようできて、実は画一的なサービスに利用する方があわせることになりかねないという心配に繋がります。

サービスを必要としている方と一緒に想像し、創造してきたこの四半世紀を振り返ると、利用する方自身による“未来につながる仕組みとサービス”の選択は地域と社会を動かす大変重要な鍵になると思います。それは、障害福祉サービスを形づくるというだけでなく、やがて迎える2025年は超高齢社会のピークとした社会保障制度<sup>\*19</sup>の困難課題に向き合う力として、障害ある方や子ども達、高齢の方などすべての人の「暮らし」、「尊厳」、「夢や希望」を守り続けることに繋がる大切な“選択”であると思います。

（文中のイラストは蓮田特別支援学校生徒作品）

## 18歳以降のPT(理学療法)やリハビリについて

高等部卒業後の生活に向けてよく話題に出るのが、18歳を境に、病院(小児科等)の対応やPTなどの療育訓練の変更への不安です。

自立訓練(機能訓練)でPT等はやってくれますが、期間が限られ無制限に利用できるものではありません。そこで、あらためて日高市障がい者相談支援センター、大樹の家生活支援室の方に伺いました。



OT ガミネのリハビリリスト集より

PT(理学療法)とは、身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせることをいいます。

PTは医療保険に属するもので、主治医の指示のもとに理学療法士が行ないます。広い範囲で考えると、PT以外にOT(作業療法)やST(言語療法)もリハビリに含まれます。PT・OT・STを実施するときは、医師の指示書が必要です。

18歳を境にPTのやり方が変わるということは法的にありませんが、小児医療関係の病院の場合18歳を超え、病院を代えることに伴って、PTを行なう場所も代わることが多いです。一般的には18歳になって直ちに病院やPTが代わるということの方が少なく、引き続きPTを行なってくれる場合が多いとのことです。ただし18歳以降になると徐々に自宅近くでPTを行なうようになっていく傾向があります。これは病院側から見ると、できるだけ18歳未満の子供のPTに力を入れたいということがあるようです。また保護者の高齢化にともない通院の負担が大きくなるといった理由が考えられます。



OT ガミネのリハビリリスト集より

18歳以降、PTやリハビリの方法がどのように変わるかという点ですが、卒業後、生活介護事業所を利用する場合、事業所でPTを行なっ

ているところもあります。またデイサービスや近くの病院に通ってPTを行なう場合もあります。最近では、訪問看護ステーション<sup>\*20</sup>に依頼して理学療法士に自宅に来てもらう「訪問リハビリ」が多くなっています。訪問リハビリの場合、看護師が入ることもありバイタルチェック・薬の仕分け・お風呂の介助なども行なってもらえるので、理学療法士も安心してリハビリに取り組めるようです。

高齢者になると、リハビリを血行を良くするためのマッサージとして利用する人も多いようです。ある程度年齢を重ねてから「大人になって必要を感じて再開もしくは新たにリハビリをはじめた」という話をよく聞きます。相談支援センターの方の話によれば、障害者総合支援法になり、特別支援学校卒業後の通所サービスの多様化が影響しているのではないかとのことです。在宅生活での幅が広がり、地域で暮らし続けていく人が増えることを通じリハビリの重要性(必要性)が見直されてきたとも考えられます。

リハビリというと身体の機能回復と考えがちですが、身体以外のことを行なうのも広い意味でのリハビリです。OTやSTはもちろんですが、配膳や机を拭くな



OT ガミネのリハビリリスト集よりの日常生活の中の仕事などもリハビリになります。「集団リハビリ」といって、仲間と過ごす、皆と過ごすというのもリハビリのひとつです。18歳以降も健康で生き生きとした生活をしていくためにリハビリは重要になるとのことです。

(文責 榊原)



- \* 1 障害基礎年金 -国民年金-(P.1)  
病気や障害で経済的な自立が困難なときに、障害の程度に応じて支給されるもの。自己申告制。
- \* 2 特別(在宅重度)障害者手当  
-特別児童扶養手当等の支給に関する法律-(P.1)  
精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者に支給される手当。
- \* 3 (在宅重度)心身障害者福祉手当 -地方自治法-(P.1)  
在宅の心身障害者に手当金を支給することにより、日常生活の支援、福祉の増進を謀る。市町村の制度なので地域によって対象者等違いがある。
- \* 4 (重度)心身障害者医療費 -健康保険法-(P.1)  
障害のある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を県と市町村で助成するもの。
- \* 5 自立支援医療給付 -障害者総合支援法-(P.1)  
障害程度の軽減、除去、または進行を防ぎ職業更正、日常生活の向上をはかるための医療給付。更生医療、育成医療、精神通院医療の3種がある。
- \* 6 (障害児(者))生活サポート -県費-(P.1)  
埼玉県独自の事業で、市に登録した団体が、一時預かり・派遣による介護・外出時の介助などのサービスを提供する。年150時間を上限とし、自己負担有。
- \* 7 居宅介護サービス -障害者総合支援法・介護保険-(P.1)  
居宅において、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。原則、介護保険での扱いが優先されます。
- \* 8 レスパイト(サービス)(P.1)  
在宅で乳幼児や障害児者、高齢者を介護している家族の休憩やリフレッシュのために一時的に預かるサービスの総称。
- \* 9 日中一時支援(事業) -障害者総合支援法-(P.1)  
主たる介護者の就労及び育児支援、負担軽減を目的とした日中の一時的な預かり。年齢的な制限はない。地域生活支援事業の一つなので地域の実情に応じた支援が可能で、夜遅くまで預かったり、医療的ケアにも対応したりと様々な形がある。
- \* 10 医療型短期入所 -障害者総合支援法-(P.2)  
重症心身障害児・者等を対象とし、病院、診療所、介護老人保護施設等で入浴、排泄および食事の介護等を行い、医療的なニーズにも対応する。(福祉型短期入所：支援区分1以上の障害児者を対象に入浴、排泄及び食事の介護をする。)
- \* 11 高齢者福祉施設(P.4)  
老人福祉を行う施設。老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・養護老人ホーム・老人福祉センター・老人介護支援センターなどがある。
- \* 12 精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士(P.7)  
身体上・精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に対して助言や指導、援助を行う資格者を社会福祉士、喫煙吸引等も含め通常の生活で介護を行う資格者を介護福祉士、精神障害者に対する相談援助を専門とする資格者を精神保健福祉士という。国家資格。
- \* 13 ウィルチェアラグビー(P.9)  
バスケットコートに1チーム4人でプレーする。青いエリアは場外で赤いエリアがキーエリアと呼ばれ、ボールを持った選手がキーエリア(ゴールライン)に設置されているコーンの間を少しでも超えれば1点になる。
- \* 14 全国障害者スポーツ大会(P.9)  
「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として2001年から国民体育大会終了後に同じ開催地で行われている。国民の障害ある人々に対する理解を深めることにあたる。
- \* 15 児童発達支援 -児童福祉法-(P10)  
障害のある未就学児を中心に、通所によって療育を行う。2つの形態があり、児童発達支援センターと称される所では支援の専門性を活かし、児童発達支援事業所と称される所では、身近な地域での支援をねらいとしている。
- \* 16 障害児通所支援 -児童福祉法-(P13)  
児童福祉法に基づいた、児童発達支援、医療型児童発達支援(医療行為が伴う児童発達支援)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の総称。
- \* 17 デイアクティビティセンター -障害者総合支援法-(P13)  
現行の事業体系を再編成し、作業活動、文化・創作活動、自立訓練、社会参加支援、居場所機能を持たせた事業を行う。作業活動を中心とした部門と生活訓練、趣味・創作活動を行う部門とに分かれる構想になっている。
- \* 18 生活ホーム -県費-(P13)  
障害者自立支援法施行時、グループホームやケアホームが充実してきたが、十分な介護が受けられないという点で肢体不自由者にとって使いやすい制度ではなかった。そのため埼玉県独自の事業として生活ホーム事業ができた。その後、グループホームの一元化が図られ、加えて外部の介護事業者が入れるところもでき、徐々に生活ホームからグループホームに移行しつつある。
- \* 19 社会保障制度(P14)  
病気やけが、年齢や障害、失業などにより、自分の努力だけでは解決できず、自立した生活を維持できなくなる場合に必要な生活保障を行う制度。具体的には「社会保険」「社会福祉」「公的扶助」「保健医療・公衆衛生」を総称したもの。
- \* 20 訪問看護ステーション(事業所)(P15)  
自宅で療育する人に対して訪問看護を行う目的で運営される事業所。看護師、助産師、理学療法士などが所属し、医師や関係機関と連携して在宅ケアを行う。



埼玉県内肢体不自由特別支援学校12校  
**高等部卒業生の進路状況**

年度	2012	2013	2014
就 労	3	2	7
訓 練	1	0	0
福祉法施設	83	89	88
地活等	3	1	4
進 学	4	1	4
在 宅	1	8	2
計	95	101	105

**あとがき**

ICT機器や福祉機器の進歩、施設や道路のバリアフリー化など、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて少しずつ整備が進みつつある昨今の社会状況の変化を踏まえ、特別支援学校は、児童生徒の可能性を信じ、その可能性を最大限に伸ばすべく、個のニーズに応じた教育活動を実践しています。

進路指導で願うところは、子どもたちの幸せの実現です。日々の生活が豊かなものとなるように、また、幸せを感じて生きられるようにと、子どもたちの将来を見据えた指導を小学部段階から始めています。本冊子は、県内の肢体不自由特別支援学校の進路担当者を中心に毎年発行しているものです。特別支援学校の教職員の子どもたちへの思いが詰まっています。ぜひご活用ください。

(宮代特別支援学校長 清水 幸子)

今年も1年をかけ、色々な所へ足を運び、話を伺い一冊にまとめました。製作に当たりましては多くの方々にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。世間ではバリアフリーやインクルーシブ等の言葉をよく耳にしますが、実際に障がいを取り巻く環境には、まだまだ厳しい現実があります。生まれ育った地で、障がいがあってもなくても、同じように暮らせる社会には多くの壁があります。これを一つひとつ解決し、「自分らしく、地域とともに生きる」ための一助に本誌がなれば幸いです。なお、記事に対するご意見、お問い合わせ等がございましたら、右記にある各校の編集委員までご連絡下さい。

(編集委員：堀口)

[訓練]

国立職業リハビリテーションセンター  
 東京障害者職業能力開発校など

[福祉法施設]

生活介護、就労移行、就労継続A,B型、障害者支援施設等法律に基づいた施設  
 (療護、授産、更生施設など旧法施設も含む。)

[地域活動支援センター(地活)等]

県条例による小規模作業所  
 (定員6名から19名、地域デイケアも含む)

「進路のしおり」第23号

発行日 2016年3月15日

<編集・発行>

◇埼玉県高等学校進路指導研究会特別支援教育部会  
 ・肢体不自由特別支援学校小委員会

◇埼玉県肢体不自由特別支援学校進路指導研究会

- 岩沼 良純 県立和光特別支援学校  
048-465-9770
- 堀口 和久 県立宮代特別支援学校  
0480-35-2432
- 榊原 徹 県立日高特別支援学校  
042-985-4391
- 高橋 彰 県立川島ひばりが丘特別支援学校  
049-297-7753
- 櫻井 辰雄 県立熊谷特別支援学校  
048-532-3689
- 井上 弘和 県立秩父特別支援学校  
0494-24-1361
- 糸井 敏夫 県立越谷特別支援学校  
048-975-2111
- 白鳥 武彦 さいたま市立ひまわり特別支援学校  
048-622-5631
- 岩崎 裕之 富士見市立富士見特別支援学校  
049-253-2820
- 島村 隆博 県立蓮田特別支援学校  
048-769-3191
- 古谷 匡 県立所沢おおぞら特別支援学校  
04-2951-1102
- 作美 利春 さいたま市立さくら草特別支援学校  
048-712-0395

表紙絵 高等部2年(訪問部) 久保田 直道 さん  
 (川島ひばりが丘特別支援学校)

「障害」・「障がい」の表記について

文中では、「障害」・「障がい」と表記がされておりますが、本誌では作成者の意向を尊重し、そのままに編集いたしました。

文中のイラストの中で「Prop…」と記載されたものは障害者の在宅ワークのひとつとして取り組んでいる(社福)プロップ・ステーションの「チャレンジドイラスト・カット集」から転載をしています。

<印刷所>



埼玉県社会福祉事業団  
 あさか向陽園  
 〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台 1-10-6  
 TEL 048-466-1411 FAX 048-467-4127

